

令和4年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年11月25日(金) 13時30分
2. 場所 保内庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	欠席
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	欠席	17	河野 和弘	18	欠席
19	欠席				

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭
事務局次長 久保田 豊人
事務局 菊池 誠晃、山口 沙織

○欠席委員

農業委員 6番 西川 久美委員
農業委員 16番 大和 眞二委員
農業委員 19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

- 第1 会長挨拶
- 第2 議事録署名人選出
- 第3 付議案件について
議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について

6件

議案第 59 号	農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	2 件
議案第 60 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	2 件
議案第 61 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)	1 件
議案第 62 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (一括方式)	1 件
報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会だよりの発行について
- ・ 農業委員会新年会の開催について
- ・ 令和 4 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・ 第 1 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 4 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 19 名中、16 名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は 6 番「西川 久美」委員、16 番「大和 眞二」委員、19 番「柴田 紳一郎」委員の 3 名です。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「7 番、堀川 貴正委員」、「8 番、菊池 繁生委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。

議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

番号 32 から 34 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 58 号、番号 32 から 34 について説明します。

番号 32、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,125 m²」外 6 筆、計「5,728 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「離農したので農地を売却したい」。譲受人は「現在耕作している農地の隣接地なので、購入して営農規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は「311.8 a」です。

続きまして、番号 33 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「474 m²」外 5 筆、計「1,917.19 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「離農したので農地を売却したい」。譲受人は「現在耕作している農地の隣接地なので、購入して営農規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は「172.2 a」です。

続きまして、番号 34 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「341 m²」外 2 筆、計「459 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「離農したので農地を売却したい」。譲受人は「現在耕作している農地の隣接地なので、購入して営農規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積は「294.2 a」です。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 一括で説明したいと思います。
譲渡人の「〇〇〇〇」さん、今農業をやっておられないのですが、荒れている所、荒れてない所といろいろあるのですが、それをそれぞれの後継者がいて経営的に安定している「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇〇」さん、この方々に話を持っていったら快く受けていただいて「買って作ります」ということで話がまとまりました。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 35、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 35 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,526 m²」外 9 筆、計「9,851 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、農地を貸し付けたい」。譲受人は「農地を借り受け、農業に精進したい」であります。
「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回借り受ける農地が約「98.5 a」あることから、下限面積に問題はありません。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する

要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 譲受人の「〇〇〇〇」さんですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇出身の方で、〇〇〇〇で〇〇〇〇されまして、奥さんの実家の方で柑橘栽培に専念したいということで今現在がんばっておられます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 36、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 36 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,682 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、農地を売却したい」。譲受人は「現在耕作している農地の近くなので、取得して農業経営に励みたい」であります。
譲受人の経営面積は「365.9 a」です。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する

要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 「〇〇〇〇」さん、病気になられて農地を売りたいということで、隣というか3歩ぐらいずっと「〇〇〇〇」さんの土地になっております。また、この農地、園内道がついているのですが、園内道も「〇〇〇〇」さんが付けたような園内道でして、「〇〇〇〇」さんが買うしかないような土地です。また、「〇〇〇〇」さんのご両親も元気でどんどんやっておられますので何も問題ないと思います。
よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号37、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号37について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「709㎡」、3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、農地を管理できないので贈与したい」。譲受人は「農地を譲り受けて、農業経営の安定化を図りたい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「6.7a」となっていますが、父「〇〇

〇〇」の経営地「260 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありませぬ。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 譲渡人の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。高齢のため農地を管理できないので贈与したいということで、隣の園地を作っている「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。家族〇〇〇〇で大変熱心にやられている家族なので問題ないと思います。

よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第59号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第59号、番号1を説明いたします。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「693㎡のうち199.80㎡」です。

農用区域の除外申出に至る理由は、「現在所有する農業用倉庫では移動に時間がかかり作業効率が悪い事から、新たに親戚の所有する土地を借り受けて農業用倉庫を建設したい」とのことです。

参考資料の1ページから3ページ、位置図、周辺状況図をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇の国道から〇〇〇〇に位置しています。4ページと5ページに、配置図、測量図を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 それでは番号1について説明します。

「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇から通って〇〇〇〇で今現在お父さんと一緒に農業をしております。この土地に関しては、「〇〇〇〇」君のお父さんの叔父さんになる「〇〇〇〇」さんという方の土地で、「〇〇〇〇」君と「〇〇〇〇」さんとは親戚関係になるので、この土地に倉庫を建てて、ここでみかん経営をどんどん増やしていきたいという考えで、今回この話を進めていただきたいと思います。

また、「〇〇〇〇」君は「〇〇〇〇」さんの養子さんでいつかは「〇〇〇〇」君に〇〇〇〇の農地もすべて経営していただきたいということで、ぜひ倉庫を建てて〇〇〇〇でがんばってほしいということで、本人も「がんばります」という意見でしたのでよろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号2、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号2を説明いたします。
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申出であります。
申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「243㎡」です。
なお、土地の所有者は、〇〇〇〇、申請者の「父親」となります。
農用地区域の除外申出に至る理由は、「既存の住宅が古くて狭いので申出地に住宅を建築したい。又、農業用倉庫も不足しているので併せて建築したい」とのことです。
参考資料の6ページから8ページ、位置図、周辺状況図をご覧ください。申出地は、〇〇〇〇のすぐ近く、市道沿いに位置しています。
9ページと10ページに、土地利用計画図、平面図を掲載していますので、ご確認ください。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9番 それでは番号2について説明します。
「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇で、今年の〇〇〇〇にちょっと話したところ、入籍したとのことあります。それで、現在住まわれている家の近くに畑があり、そこに住宅を建てたいということで相談がありました。2人で消毒をがんばったり、収穫も一生懸命やっているといます。
それで、ここの土地はスプリンクラーも無く、ほとんど畑の状態、周りもほぼ住宅地となっております。ですから、ぜひともここに新居を建てて「〇〇〇〇」君、仲良く農業に取り組んでもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第 60 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号 81、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 60 号について説明します。
番号 81、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,997 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「153.8 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 2番 所有権を移転する「〇〇〇〇」君でございますが、〇〇〇〇を亡くされまして、なかなか耕作もできにくいというようなことも含めて、ちょうど移転を受ける「〇〇〇〇」さん、畑もちょうど上下でございます。モノラックの方も一本で2人が使っているというようなことで、自然とこういう風な形となっております。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 82、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 82、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「742 m²」外 5 筆、計「3,143.75 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「341.7 a」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。1人で農業をされております。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇もされて、〇〇〇〇から息子さんも帰られて一緒に農業をされております。

この畑はクーラーの無い農地ですが、以前から「〇〇〇〇」さんが小作している畑です。「〇〇〇〇」さん、去年ちょっとケガをして、縮小したいと。小作していた畑は売買したいということで、「〇〇〇〇〇」さんに話を持って行ったところ、快く「買いましょう」ということで話がまとまりました。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 61 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。
番号 200、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 61 号について説明します。
番号 200、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「199.8 m²」外 4 筆、計「1,469 m²」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「252.8a」、期間「26年1ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 「〇〇〇〇」さん、旦那さんが「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君と「〇〇〇〇」さんは親戚関係です。「〇〇〇〇」さん、ゆくゆくは「〇〇〇〇」君にすべて農地を譲り受けてもらいたいという考えでおります。今回、倉庫を含めて先ほどの話と重複しますが、〇〇〇〇でがんばってほしいということで、この農地も貸して作ってもらうという話になりました。よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第62号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。番号16、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第62号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。番号16、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「834㎡」、新規の使用貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。設定を受ける者「〇〇〇〇」、経営面積「356.8a」、期間「5年」。以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 この農地は以前から「〇〇〇〇」さんが小作していた農地です。今回新たに正式に中間管理機構を通して契約したいということで、新規にはなるのですが、ずっと作られていた農地ですので、何も問題なくずっと作ってもらえると思います。
よろしくをお願いします。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは報告第 11 号について説明します。
番号 37、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「742 m²」外 3 筆、計「2,728.75 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。
- 議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。
- 議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年11月25日

会 長 大本 定一

議事録署名人 堀川 貴正

議事録署名人 菊池 繁生